

通信・放送の在り方に関する懇談会

ケーブルテレビについて

平成18年3月13日

(社)日本ケーブルテレビ連盟

理事長代行 専務理事 石橋庸敏

1. 加入世帯

1) 自主放送加入世帯	: 1,800万 (対総世帯36%)	H17年3月
2) 地上アナログ放送受信世帯	: 2,600万 (" 52%)	"
3) 地上デジタル放送視聴可能世帯	: 1,230万 (" 24%)	H17年12月
4) デジタルSTB出荷台数	: 209万台 (前年比2.1倍)	"
5) インターネット加入世帯	: 323万	"

2. ケーブルテレビ放送の公共性と制度

1) 業態

- ・MSO型、都市型、農村型、受信障害解消型、共聴施設型等多様
- ・事業主体は民間、第三セクター、自治体等
- ・地域の情報通信・放送メディアとして公共性の高い重要な役割を担う。

2) 制度

- ・有線テレビジョン放送法
無線による放送と同様、番組準則、訂正放送や番組審議機関の設置の義務、候補者放送における候補者の取扱いの公平義務が規定されている。公共的な役割が担保されている。
- ・有線テレビジョン放送法は地元事業者要件の廃止（平成5年）、外資規制の緩和・撤廃（平成5年～11年）等規制緩和が実施された。
- ・平成14年電気通信役務利用放送法の施行。いわゆるハードソフト分離の制度。
- ・事業者間競争、MSOなど柔軟な事業展開に配慮された制度と評価。

3. サービス内容

- 1) 地上アナログ放送の再送信
- 2) 地上デジタル放送の再送信
- 3) BS・CS放送の再送信
- 4) コミュニティ・チャンネル
パブリックアクセス・チャンネル
- 5) インターネット・サービス
- 6) 電話
 - ① IP固定 (0ABJ、050)
 - ② レガシ固定 (0ABJ)
 - ③ 携帯

1) 行政情報の提供

議会中継、自治体の広報等

2) 防災・災害情報の提供

昨年、新潟等で高く評価されている

3) その他地域情報の提供

交通情報、イベント、地域の話題等

4) ブロードバンド、多チャンネル等地域情報インフラとしての役割

5) 域外情報の提供(区域外再送信)

6) 地域文化の担い手としての役割

映像ライブラリー等

いずれも**公共性**の高いメディアとしての役割

1) 加入者 : 約1,223万

衛星受信(BS/CS): 約 649万 (スカパー:409万 WOWOW:240万 平成18年1月)

ケーブルテレビ経由 : 約 574万 (『月間放送ジャーナル』平成17年9月)

アメリカと比しシェアが低い

2) 日本の地上放送はコンテンツがリッチであり、数も多いことが要因の一つと考えられる。

3) 加入者を増やすためには、優良コンテンツが不可欠。

優良コンテンツを増やすためにも著作権者にインセンティブが働く様な配慮が必要と考える。

- 1) 地域住民・視聴者の要請を受け放送事業者の理解のもと、
 - ①チャンネル格差解消(受信機会の平等)方策
 - ②地域住民の活動圏(経済、社会、生活、文化圏)の広域化に伴う広域情報需要への対応策
 - ③地域経済の活性化(企業誘致、雇用拡大)への好影響、広域災害への備え等として機能し、定着している。
- 2) 地上デジタル放送においてもアナログ放送時代と同様に受信できるよう、地域住民・視聴者から強い要請を受けている。

関係者の御理解を得、アナログ放送と同様に受信できることを要望する

- 1) インターネット
- 2) IP電話(0ABJ、050)
- 3) VOD
- 4) 放送・映像コンテンツ(将来)

◇基本的考え方

1) 同時再送信には以下の要件が担保されること。

- ・地上デジタル放送は基幹放送(防災・災害放送を含む)であり、放送遅延や信号不通は許されない(特に災害時)。直接受信と同等の品質が確保されることが必要。
- ・HD品質であること。

2) 通信事業者の参入は国民の利益、但しNTTの参入は別の議論である。

- ・放送事業への参入の懸念
- ・公平な競争環境の担保
- ・ドミナント規制

等の観点から議論をし、国民レベルでのコンセンサスを得ることが必要。

1) 地上デジタル放送の同時再送信(品質:直接受信と同等)

当面はRF伝送で行う。IP伝送の品質が確保されれば追加サービスとして行うことを検討する。この場合、

- ・自社ネットワーク(ケーブルインターネット顧客)
- と
- ・他社ネットワーク

両方の利用につき検討する。

2) 地上デジタル放送の非同時再送信(品質:ベストエフォート)

環境が整い次第行う。この場合も、

- ・自社ネットワーク(ケーブルインターネット顧客)
- と
- ・他社ネットワーク

両方の利用につき検討する。

1) ケーブルテレビの強み(映像)

- ・RF伝送 : 約3Gbps (30Mbps × 100ch相当)

2) ケーブルテレビの課題(インターネット)

- ・インターネット回線の高速化

下り : 100Mbps (DOCSIS3.0 ケーブルモデム)

上り : 30Mbps (上り帯域拡大)

3) 通信事業者の参入は国民の利益、但しNTTの放送への参入は別の議論

- ・NTTに課せられている規制を子会社・関係会社も含め実質的に支配する全ての会社に適用すべき。
- ・公正競争、ドミナント規制

不公正競争の懸念がある事例がある。急激に変化する環境下でルールの整備だけでは間に合わないことも考えられるので、不公正取引或いは特権的地位の濫用を排除し、透明性を確保するための通信・放送市場の監視強化策が必要と考える。

1) 広域化への取組

- ・**県域** : 富山県、三重県、佐賀県、大分県
- ・**共同ヘッドエンド** : 日本デジタル配信、東海デジタルネットワークセンター、東京デジタルネットワーク
- ・**MSO** : ジュピターテレコム、ジャパンケーブルネット、ケーブルウエスト

今後も広域化が進むと思われる。

2) ネットワークの高度化への取組

- ・既存HFCの高度化(小セル化等)
- ・FTTHへの更新・新設
- ・技術革新への対応(H. 264等)
- ・ホームネットワーク

3) STB技術標準

デジタル放送については日本ケーブルラボで技術標準策定済。
IPTVについても同様の技術標準の策定が必要と考える。

4) 無線、FMCへの取組

5) “Over The Top”

サービスが多様化し、選択肢が増えることは国民の利益であるが、一方、いわゆる“ただ乗り”についてはアメリカにおいても議論になってきており、日本においても同様の議論が必要と考える。

ケーブルテレビは、『通信・放送の融合とIT新改革戦略』に貢献

以上